

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

28 October 2021

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 63

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ベーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 63となる本号では、証券取引所がSPAC上場制度の導入を提案（香港）、2022年度オランダ税制改正案等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

香港：証券取引所がSPAC上場制度の導入を提案

中国：金融機関に対するマネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止のための管理監督措置

2. 米州

米国：米国上院がキャリド・インタレストの優遇的取扱いを撤廃する法案を提出

3. 欧州

オランダ：2022年度オランダ税制改正案

英国：低炭素水素—英国が水素戦略を初めて公表

4. 中東

トルコ：生体データの処理に関するガイドラインの発表

「グローバルSPACガイド
(英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート(無料)をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



1. アジア

香港

証券取引所が SPAC 上場制度の導入を提案

2021年9月17日、香港証券取引所(以下、「取引所」)は、特別目的買収会社(Special Purpose Acquisition Companies、以下、「SPAC」)に関するコンサルテーションまペーパーを公表した。取引所は、香港が国際的な金融センターとしての競争力を維持し、中国や東南アジアからの上場申請を継続的に誘引できるよう、SPAC上場制度の導入を提案している。一方、当該提案では、投資家の利益を守るために、SPACの上場申請者やDe-SPACの対象会社に対し、米国よりも厳しい基準を課している。当該コンサルテーションは、2021年10月31日に終了する。

SPAC の概要

過去1年半の間に、「ブランク・チェック・カンパニー(blank check companies)」や「キャッシュ・シェル(cash shells)」とも呼ばれるSPACの上場件数が急増した。SPACは、新規上場により調達した資金を用いて、事業会社との間で企業結合を行う(以下、「De-SPAC取引」)。コンサルテーションペーパーでは、De-SPAC取引の結果上場する発行体を、「承継会社(successor company)」と定義している。

SPACは、米国で特に人気があり、アジア太平洋地域でも関心が高まっている。2021年9月2日、シンガポール証券取引所は、この新たなトレンドを活用し、テクノロジー企業を誘致するため、SPACの上場を可能にする新ルールを発表した。この新ルールは2021年9月3日に施行されている。

一方、米国では、SPAC及びDe-SPAC取引がより厳しい監視下に置かれ、規制が強化される兆候が見られる。例えば、2021年5月、米国証券取引委員会(以下、「SEC」)の委員長は、投資家保護を確保するために、SECがSPACの各取引を注意深く監督していくことを示唆した。

各国の制度比較

以下、米国、シンガポール及び香港のSPACに係る制度の主な特徴を比較する。

	米国(ニューヨーク証券取引所以下、「NYSE」)	シンガポール	香港(今回の提案内容)
SPAC 上場			
1. 投資家の適性要件	なし	なし	Securities and Futures Ordinance(「SFO」) Cap. 571及びその下位規則に定義される「プロ投資家」のみが、De-SPAC取引の完了前に、SPACの証券を引き受け取引することができる。
2. ワラント(新株予約権)	<ul style="list-style-type: none"> 分離可能 ワラントの行使価格は、通常、SPACユニットのIPO価格に15%のプレミアムを付して設定される。 ワラントの有効期間は5年で、De-SPAC取引が完了するまでは行使できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 分離可能 ワラントの行使価格は、SPAC株式のIPO価格以上でなければならない。 De-SPAC取引の完了前は、ワラントを行使できない。 ワラントは以下のいずれか早い日をもって失効する。 	<ul style="list-style-type: none"> 分離可能 ワラントの行使価格は目論見書で開示しなければならない。 De-SPAC取引の完了前にワラントを行使できない。 ワラントは、De-SPAC取引の完了後1年から5年までの期

「アジア太平洋地域の主要11か国の移転価格ハンドブック2020」
発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度（APA）、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



		a) 目論見書に記載された期間。 b) De-SPAC 取引を完了すべき期限。	間に失効させなければならない。
3. SPAC の創立株主（スポンサー）／プロモーター	<ul style="list-style-type: none"> 「創立株主」の定義はないが、NYSE は、SPAC の上場適性を判断するために、経営陣の経験、実績、報酬その他投資家保護及び公共の利益に合致すると考える要素を規定している。 初期投資額は 25,000 米ドル。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の基準はないが、シンガポール証券取引所が SPAC の上場適性を判断するための要素を規定している。 SPAC の創立株主及び経営陣は、SPAC の時価総額に応じて、IPO 株式／ユニット／ワラント合計で少なくとも 2.5% から 3.5% を引き受けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> SPAC のプロモーターは、適格性の要件を満たす必要がある。例えば、SPAC のプロモーターのうち、少なくとも 1 名は、次のいずれの要件も満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 証券先物委員会から発行された第 6 種（企業財務に関する助言業）及び／又は第 9 種（資産管理業）のライセンスを保有していること。 プロモーターが保有する株式のうち 10% 以上を保有していること。
4. プロモーターの株式及びワラントの譲渡性	<ul style="list-style-type: none"> プロモーターの株式：契約上の制限があり、転売には証券の登録が必要。 プロモーターのワラント：De-SPAC の取引完了後 30 日が経過するまでは転売できない。 	De-SPAC 取引が完了するまでは譲渡不可。	<ul style="list-style-type: none"> プロモーターの株式及びワラントは上場の対象外であり、上場時及びそれ以降も譲渡できない。 プロモーター及びその近親者は、De-SPAC 取引の完了前は SPAC 証券の取引が制限される。
5. 最低資金調達額	<ul style="list-style-type: none"> 最低資金調達額の要件なし。 最低時価総額は 1 億米ドル。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低資金調達額の要件なし。 最低時価総額は 1 億 5 千万シンガポールドル。 	最低資金調達額は 10 億香港ドル。
6. 信託による資金保管	SPAC の IPO による調達額の 90% は、独立したカストディアン若しくは保険制度が適用される預託機関（insured depository institution）に開設されたエスクロー口座、又は登録されたブローカー若しくはディーラーに開設された分離された口座で保管される。	SPAC の IPO による調達額の 90% は、シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore）の認可を受けた金融機関に預託される。De-SPAC 取引前、係る資金は、現金又は現金と同等とされ得る A-2 格付け以上の短期証券にしか投資できない。	<p>SPAC の IPO による調達額（プロモーターの株式及びワラントの発行により調達した資金を除く。）の 100% は、香港にある区分された信託口座で保管されなければならない。当該資金は、現金又は現金同等物（例えば、銀行預金又は下記の信用格付け以上の政府発行の短期証券）の形で保有されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) S&P の A-1 格付け b) Moody's Investors Service の P-1 格付け c) Fitch Ratings の F1 格付け d) 取引所が認める信用格付機関による同等の格付
7. IPO 時の最低流通株式数及び株主数	100 株以上を保有する株主が 300 人以上存在し、且つ、流通株式が 110 万株以上あることが必要。	SPAC の発行済株式総数の 25% 以上を 300 人以上の一般的な株主が保有していなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> SPAC 株式及びワラントをそれぞれ、75 名以上のプロ投資家（その内 30 名は SFO で定義される「機関投資家」でなければならない。）に割り

「アジア税務紛争対応
ハンドブック2020年版（英語）」
発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



			<p>当てなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> SPAC 株式及びワラントそれぞれの 75% 以上を機関投資家に割り当てなければならない。 SPAC の発行済株式総数及び SPAC の発行済ワラント総数の 25% 以上を一般的な株主が保有していなければならない。
De-SPAC 取引			
8. De-SPAC 取引の完了期限	IPO から 3 年以内。	IPO から 3 年以内。 (但し、一定の条件を満たせば 12 か月まで延長可能。)	IPO から 3 年以内。 (但し、取引所及び株主総会の承認により 6 か月まで延長可能。)
9. 承継会社 (De-SPAC 取引の結果上場する発行体) への新規上場要件の適用	承継会社は、一定の最低株価、時価総額及び流通株式数の要件を満たす必要がある。なお、NYSE は、裏口上場を試みる承継会社に対しては、すべての新規上場要件の充足を求める。	<ul style="list-style-type: none"> 承継会社は、新規上場要件を充足しなければならない。 IPO に必要なデューデリジェンスと同等のデューデリジェンスを De-SPAC 取引について行うために、ファイナンシャル・アドバイザー (IPO スポンサーに相当する認定発行管理者) を任命しなければならない。 De-SPAC 取引に要求される書類は IPO と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> 承継会社はすべての新規上場要件 (デューデリジェンスを実施するための IPO スポンサーの関与、上場規則 8.05 / 8.05A / 8.05B に基づく最低時価総額要件及び財務適格性テスト並びに新規上場のための経営継続性及び保有者継続性要件を含む。) を満たす必要がある。 SPAC は、De-SPAC 取引の条件が確定した時点で、これを公表しなければならない。この公表には、届出義務のある取引及びリバース・テイクオーバーのために上場規則が要求するすべての情報を含めなければならない。 De-SPAC 取引は、上場規則 Chapter 9 に基づく新規上場申請の手続及び要件に従う必要がある。De-SPAC 取引のために作成される上場書類には、新規上場申請及びリバース・テイクオーバーの両方に必要なすべての情報を含めなければならない。
10. 議決権行使及び償還の整合性	すべての独立した株主は、De-SPAC 取引に係る株主総会でどのように投票したかにかかわらず、償還を受ける権利を有する。	すべての独立した株主は、De-SPAC 取引に係る株主総会でどのように投票したかにかかわらず、償還を受ける権利を有する。	De-SPAC 取引に反対票を投じた株主のみが償還を受けることができる。
11. 独立した PIPE (private investment in public equity 上場証券への第三者割当投資)	必須ではない。	必須ではない。	<ul style="list-style-type: none"> De-SPAC 取引において、1 名以上の 10 億香港ドル以上の運用資産を有する資産管理会社が、独立した PIPE 投資家として参加しなければならない。当該投資家は、承継会社の上場時に

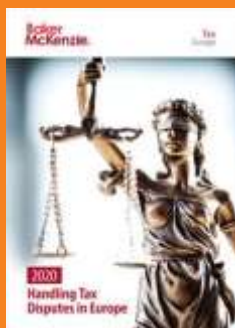
「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19 の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



			<p>承継会社の5%以上の株式を実質的に保有している必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立したPIPE投資の保有割合は、承継会社の予想される時価総額の25%以上でなければならない。但し、承継会社の上場時の時価総額が15億香港ドルを超えると予想される場合には、15%から25%の間の比率でも許容される。
12. ロックアップ期間	<ul style="list-style-type: none"> 該当する要件なし。 通常、IPO時からDe-SPAC取引時までにはロックアップが合意される。 通常、De-SPAC取引完了後1年間のロックアップが合意される。 	<ul style="list-style-type: none"> IPO時からDe-SPAC取引時までにはロックアップが要求される。 De-SPAC取引の完了後、次の者については、少なくとも6か月間のロックアップが要求される。 <ul style="list-style-type: none"> a) SPACの創立株主及び経営陣（及びその関係者） b) 承継会社の支配株主（及びその関係者）並びに役員で、発行済株式資本の5%以上を保有する者 承継会社がIPO利益テストを充足しない場合や、鉱物資源若しくは石油・ガス又は生命科学を扱う会社の場合は、さらに6か月間のロックアップが追加で要求される。 	<ul style="list-style-type: none"> De-SPAC取引の完了後、 <ul style="list-style-type: none"> o SPACのプロモーターには、De-SPAC取引の完了時から12か月間のロックアップが要求される。 o 上場規則10.07と同様に、SPACの支配株主には承継会社の上場から6か月間のロックアップが要求される。承継会社の上場後6か月以内は、保有する株式を売却することにより支配株主でなくなる場合、当該売却は認められない。

[最初のページに戻る](#)

中国

金融機関に対するマネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止のための管理監督措置

中国人民銀行（以下、「PBOC」）が公布した金融機関に対するマネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止のための管理監督措置（以下、「本件措置」）が、2021年8月1日に発効した。本件措置は、マネーロンダリング防止（以下、「AML」）及びテロ資金供与防止（以下、「CTF」）の管理監督体制を改善することにより、AML/CTFに関連するリスクを防止することを目的としている。

本件措置は、PBOCが2014年に発表した「金融機関に対するマネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止のための管理監督措置（試行実施用）」（以下、「2014年試行措置」）に代替するものである。2014年試行措置は元々幅広い企業を適用対象としていたが、本件措置ではさらに適用対象の範囲を拡大し、開発型金融機関、消費者金融機関、ローン会社、非銀行系決済機関、その他多くの種類の金融サービス会社が本件措置の適用対象となっている。

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



2018年から2019年にかけて金融活動作業部会（以下、「FATF」）が実施した中国の第四次相互審査の後、中国政府の複数の部門は、FATFの勧告に従ってAML/CTF体制を強化するためのいくつかの措置を講じた。これらの措置には、全国人民代表大会常務委員会による刑法第11次改正におけるマネーロンダリング罪の改正、2020年12月のPBOCの公開意見募集手続きの実施、PBOCと検察院の協力関係の強化、2020年のマネーロンダリング罪の起訴件数が2019年の368.2%に増加したことなどが含まれる。¹

本件措置における主要な留意事項の概要は、以下の通りである。

- 本件措置の適用対象は、2014年試行措置と比較して、ローン会社、商業銀行の資産管理子会社、非銀行系決済機関、保険代理店、保険仲介人などにまで拡大されている。
- すでに既存のAML規制に基づく義務を負っている金融機関は、本件措置と当該義務との関連性を確認し、PBOCによる要請を完全に遵守できているかについて確認する必要がある。
- 本件措置は、リスク・ベース・アプローチを採用しており、組織の内部統制の仕組みが、当該組織のAML/CTFリスク及び事業規模に見合ったものであり、リスク評価の仕組みを実装していることを要求している。適用対象となる機関は、PBOCがAML/CTFに関する強力な管理監督権限を与えられていることに留意し、コンプライアンス確保のために既存のAML/CTF管理体制を見直す必要がある。
- 本件措置の適用対象となる機関は、顧客の識別データ及び取引記録を保管することや、高額な取引及び疑わしい取引を報告することを含む、顧客のデューデリジェンスを実施する必要性を再認識する必要がある。

本件措置では、適用対象範囲を拡大し、内部統制及びリスク管理の要件を具体的に示し、PBOCの管理監督権限を強化している。本件措置は中国がAML/CTF体制の改善・強化に取り組んでいることを示す重要な進展である。

[最初のページに戻る](#)

2. 米州

米国

米国上院がキャリド・インタレストの優遇的取扱いを撤廃する法案を提出

バイデン大統領は、American Families Planの中で従前優遇的な取扱いを受けることのできた「キャリド・インタレスト²」を、通常の所得と同じ税率で課税することを求めた。

これを受けて、2021年8月5日、米上院財政委員会のロン・ワイデン委員長（民主党、オレゴン州）と、シェルドン・ホワイトハウス上院議員（民主党、ロードアイランド州）は、キャリド・インタレストに対する優遇税制を廃止することを目的としたEnding the Carried Interest Loophole Act（以下、「本法案」）を提出した。本法案は、キャピタル・ゲインに係る税金の

¹ 最高人民検察院及びPBOCは共同で、処罰対象となるマネーロンダリングの典型事例を発表した。昨年、人民検察院は、マネーロンダリングを理由として、221人の逮捕を承認し、707人を起訴している。

² プライベート・エクイティやヘッジファンドのマネージャーの成功報酬を指す。

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド(無料)をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



優遇措置と、キャリード・インタレスト保有者に対する所得計上の繰延べの双方を廃止することを目的としている。

ワイデン委員長の提案は、キャリード・インタレストを(キャリード・インタレスト保有者による)他の投資家パートナーからの資本の借入れのように、概念的に取扱うことによって、上記の目標を達成しようとするものである。その結果、キャリード・インタレスト保有者は、そのような借入れの年間の利子に相当する額の通常の所得を毎年認識することになる。また、この利子は相当の高金利で計算される。このキャリード・インタレスト保有者への「みなし報酬(deemed compensation)」の額は、通常の所得税及び自営業者税(Self-Employment Tax)³の対象となる。

本法案の提出に伴うニュースリリースに記載された「ファンドマネージャーが投資家の資本1億ドルを運用する代わりに20%のキャリード・インタレストを受け取り、課税年度の所定利率が14%の場合、ファンドマネージャーのみなし報酬は280万ドル(=1億ドル×20%×14%)であり、そのみなし報酬について、最高税率40.8%の通常の所得税を支払うことになる。」という例は、提案された本法案の意図を示している。本法案では、みなし報酬の額については、長期譲渡損失と相殺することを規定しているが、このような長期譲渡損失は必ずしも納税者の状況によっては、みなし報酬と相殺しきれるとは限らず、税務上の便益をもたらさない場合も想定される。

留意すべき点は、本法案が成立すればキャリード・インタレスト保有者に、毎年課税対象となる所得を生じさせることとなる点である。これは、パートナーシップにかかる所得の認識を行うべき事象の有無、投資からの分配の受領又は投資の売却といった事象の有無に関わらず同様である。言い換えれば、本法案は、キャリード・インタレストの保有者に毎年(実際の収入を必ずしも伴わない)仮想所得(phantom income)を発生させることになる。本法案は、ワイデン委員長が過去に提案したキャリード・インタレスト法案と類似しているが、最近の民主党への政権交代や、上院で可決された予算決議で予定されている3.5兆米ドルの調整法案のうち、財政委員会が作成する部分の準備を指示したことから、本法案が可決される可能性が高まっている。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

オランダ

2022年度オランダ税制改正案

2021年9月21日、オランダ政府は、現行オランダ税法の一部改正案を含む2022年に向けた税制案(Tax plan for 2022、以下、「2022年度税制案」)を公表した。

現政権は2022年3月の総選挙後に新たな連立政権を樹立するための交渉を行っているため、大胆な政治的決断を下せるような状況にはない。従って、2022年度税制案は、比較的当たり障りのない内容であり、重要なものの大半は、次期政府に繰り越されたように思われる。

2022年度税制案が近日中に議会において承認された場合には、特段の事情がない限り2022年1月1日から施行される。なお、2022年度税制案の内容ではないが、2021年度税制案に含まれていた税務上の欠損金の利用制限も

³ 個人事業主が所得税とは別に支払う社会保険料のこと(会社員については、社会保険料が課されるが、それに代わるもの)。

2022年1月1日より施行される旨留意されたい⁴。本稿では中でも特に重要な改正案について概説する⁵。

法人税改正案

1. ポートフォリオ配当に対する配当源泉税の還付制限

オランダ法人からの配当にかかる配当源泉税（典型的にはポートフォリオ投資⁶に課税されるもの）については、従前よりオランダ法人である受領者がオランダ国外の法人である受領者より有利な扱いを受けることが出来るという点が問題視されていた。具体的には、オランダ法人である受領者の法人税額を源泉税額が超過する場合には、そのオランダ法人である受領者は当該超過額について還付を受けることが出来る一方、オランダ国外の法人株主にはそのような還付が認められていなかったという点である。

オランダ政府は、EU法との潜在的な矛盾を排除するため（Sofina SAに係る欧州司法裁判所の判決 C-575/17 参照⁷）、2020年11月に、オランダ国外のEU/EEAの法人株主も、一時的にオランダ税務当局による許可という条件付きで、配当源泉税の還付を受けられることとする法令を発表している。

今回の税制改正案の施行により、一時的に認められていた配当源泉税の還付は、受領者がオランダ法人であるかオランダ国外の法人であるかに関わらず認められなくなる。そして、配当源泉税の控除額は、各事業年度のオランダ法人税の額を上限とし、控除しきれなかった配当源泉税は次年度に繰り越されることとなる。この税制改正案は、2022年1月1日に施行されると見込まれる。

2. 欧州租税回避防止指令第2号（以下、「ATAD2」）の最終段階の改正⁸

ATAD2の最終段階の改正として、税制改正案の施行により2022年1月1日よりオランダのリバース・ハイブリッド事業体⁹は、現在オランダで設立されているか、又はオランダ法の下で法人化されている場合には、オランダ法人税の課税対象となる。従って、これらのリバース・ハイブリッド事業体は、事実上「ハイブリッド」ではなくなる。

リバース・ハイブリッド事業体は、オランダ税法上の居住者となるため、リバース・ハイブリッド事業体からの分配は、原則的にオランダの配当源泉税の対象になる。また、無税若しくは税率が9%より低い国・地域及び非協力的国・地域としてEUのブラックリストに含まれる国・地域に対しての利息、使用料の支払いについてもWithholding Tax Act 2021（以下、「2021年源泉税法」）により、源泉徴収の対象となることに留意が必要である¹⁰。一方、リバース・ハイブリッド事業体は、オランダ税法上の居住者となることにより、租税条約の恩典を受けることは出来るようになる。

⁴ 税務上の欠損金の利用制限については、本ニューズレター第52号を参照。

⁵ より詳細な内容については、ペーカーマッケンジー アムステルダムオフィスのニューズレターを参照。

⁶ 投資対象である法人の5%未満の持分を有することとなる投資。

⁷ 欠損状況にあるベルギー法人が、フランス子会社から受け取った配当に係るフランス源泉税の還付をフランス当局に求めたところ、（フランス法人であれば、欠損であっても還付を受けられるにもかかわらず、ベルギー法人については還付を受けられないことに対し）EU域内の資本移動の自由(Free movement of capital)原則に反することを争った事案。

⁸ 従前の改正内容については、本ニューズレター第43号を参照。

⁹ オランダ法人税法上、税務上存在しないものとして扱われる（いわゆるパスルー・エンティティとして取り扱われる）一方、その事業体の出資者の所在地国においては、法人格を有するものとして取り扱われる事業体。

¹⁰ 2021年源泉税法については、本ニューズレター第43号を参照。

ATAD2に基づくハイブリッド対策税制の適用により、このようなりバース・ハイブリッド事業体は近年において既に用いられなくなりつつある。ただ、過去に設立されたりバース・ハイブリッド事業体の清算といった対応の検討が必要となる。

今後の改正等

2022年度税制改正案には、今後数か月以内に公表される又は次の政府に繰り延べられることとなる立法案について言及されている。

2021年度税制案では、過大支払利子税制による利息の控除制限と組み合わせて（負債と資本の扱いを中立的にするための）資本控除（Capital Allowance）の導入を検討するものとされていた。しかしながら、これらの導入は、EU DEBRA initiative が成立するまで据え置かれることになった。

また、昨年は企業のオランダ撤退時における配当源泉税（Dividend Exit Tax）の導入が検討され大きな反響があったが、導入までの道のりは長く、議会において議論される具体的な日程は決まっていない。

[最初のページに戻る](#)

英国

低炭素水素—英国が水素戦略を初めて公表

国連気候変動枠組条約第26回締結国会議（COP26）の開催に先駆けて、英国初の「水素戦略」が公表された。この戦略では、今後10年以上にわたり、英国に低炭素水素産業を創出することで、9,000人の雇用と40億ポンドの投資、そして新たな輸出機会をもたらすことが約束されている。また、「グリーン産業革命のための10項目の計画」¹¹に基づき、英国政府が産業界と協力して、2030年までに低炭素水素製造能力を5ギガワットにするという目標を達成するための方法も示されている。

この水素戦略に含まれる主な施策は以下の通りである。

- 二本立てアプローチと政府の製造戦略を示す

電気分解により生産され二酸化炭素の排出を伴わないグリーン水素と製造過程で生じる二酸化炭素を回収することでカーボンニュートラルを実現するブルー水素の製造を含む、主要技術の支援に関して二本立てのアプローチを概説し、2022年に英国政府の製造戦略についての詳細を示すことを約束。

- 水素導入の支援と英国で生産される水素のネットゼロを確保する

国内での水素導入を支援すると同時に、国内企業と協力して低炭素水素の英国規格を策定することで、生産者と利用者にとって英国で生産される水素がネットゼロに合致することを確実なものとする。これは、低炭素水素を定義する複数の規格を比較した政府の近時の報告書（「英国低炭素水素規格のオプション」¹²）をさらに発展させたものであり、ビジネス・エネルギー・産業戦略省が、エネルギーシステム全体に供給できる低炭素水素の生産を奨励・支援することを可能にするものである。

¹¹ 2020年11月18日にボリス・ジョンソン首相が発表した。クリーンエネルギー（洋上風力、水素、原子力）・電気自動車（EV）の増強、路上交通や航空・船舶の脱炭素化、住宅のグリーン化、CO₂の回収貯蔵、植樹、技術革新・投資等の10項目に対し、120億ポンド（約1兆6千億円）を投じ25万人の雇用創出・支援を図ることが示されている。

¹² 詳細は[こちら](#)を参照（英語）。

- ガス供給に水素を混合することについて評価する

産業界と協力して、既存のガス供給に 20%水素を混合させることの安全性、技術的実現可能性、及び費用効果を評価する。

- 水素セクター開発アクションプランを発表する

2022 年に水素セクター開発アクションプランを発表し、水素に関するサプライチェーンの機会や技術、雇用を確保するために企業をどのように支援するかを示す。

この他にも、英国政府は、安全衛生局、及び電力・ガス市場局と協力して、業界初となる水素暖房の試験実施のための支援を行っている。この試験は、より広範な研究開発試験と合わせて、暖房の脱炭素化における水素の役割に関する政府決定に反映される予定である。肯定的な事例が確立されれば、2035 年には水素が日常生活の電力供給に重要な役割を果たし、英国の暖房システムにおける二酸化炭素排出量の削減に貢献することになる。

加えて、英国政府は、「ネット・ゼロ・イノベーション・ポートフォリオ (The Net Zero Innovation Portfolio)」を通じて、英国の低炭素水素経済を確立するための基盤となる 1 億 500 万ポンドの資金援助計画も発表している。この資金援助は、産業界が産業用燃料に水素を含む低炭素代替品を導入することを可能とし、気候変動に関する公約を果たすための鍵となるものである。

この資金援助計画には以下のものが含まれている。

- 5,500 万ポンドの産業用燃料切替えコンペティション

天然ガスのような高炭素・低炭素燃料からクリーンな水素へと、産業界を切り替えるためのソリューションの開発と実証を支援する。

- 4,000 万英ポンドの低税率の燃料 (Red Diesel) の交換コンペティション

Red Diesel に依存している産業の脱炭素化を目的として、建設、採石、鉱業セクター向けのディーゼルに代替する低炭素燃料の開発と実証に助成金を提供する。

- 1,000 万英ポンドの産業用エネルギー効率化促進

クリーンテクノロジー開発者に資金を提供し、産業現場と協力して英国産業のエネルギーと資源の消費を削減するためのソリューションを設置、検証する。

低炭素水素のビジネスモデルに関するコンサルテーションペーパー¹³

本戦略の公表に伴い、低炭素水素のビジネスモデルに関するコンサルテーションペーパーも作成された。低炭素水素の広範な導入に関して、バリューチェーンにおいて多くの市場障壁があることは認識されている。ここで紹介したいいくつかの資金援助計画は、そのような障壁に対処することを目的としているが、高炭素の代替品に比べて低炭素水素のコストが高いことが根本的な障壁であり、それゆえ価格競争を克服するための収益支援が必要である。このコンサルテーションペーパーでは、いくつかの代替案が議論されており、政府提案のアプローチに対する意見を引き出すための質問も設定されている。

¹³ 詳細は[こちら](#)を参照（英語）。

政府のアプローチは、少なくともクリーン水素市場の初期段階では、市場の価格と数量に関するリスクに対処するための支援に焦点を当てている。このアプローチは、技術に関係なく市場の発展と競争を促進して投資を支援するものであるが、市場の発展により価格と数量のリスクが軽減されるため、時間の経過とともに金額に見合った価値を提案ようになる。

また、このアプローチでは生産者主導のモデルが提案されており、当初は達成価格と天然ガス価格の高い方を基準価格とした差額決済契約制度で収益支援を行う。基準価格は、予想される生産コストに基づいており、一定の物価スライド制が適用されるが、英国政府は、最も適切な物価スライド制の仕組みについてまだ検討が必要であると認識している。また、燃料としてではなく、原料として使用される水素をクリーン水素に置き換える際には、最低保証価格に関して一定の制限が必要であるとも認識している。なお意見募集の期限は2021年10月25日である。

ネットゼロ水素基金

これと並行して、政府は2億4,000万ポンドの「ネットゼロ水素基金」の設計についても協議を行っており、この基金は英国内の新しい低炭素水素製造プラントの商業展開を支援することを目的としている。

冒頭の水素戦略と現在行われている協議により、英国政府が低炭素水素をネットゼロ計画の重要な要素と考えており、水素開発支援のための多額の資金投入の用意があることが明確になった。英国における低炭素水素の規格とクリーン水素製造の国際的な分類基準を設定することは、国内のクリーン水素市場を確立し、国境を越えたクリーン水素取引を促進するために不可欠である。英国の規格がどのようなものになるのか、また、他の多くの先進的な水素経済国が現在開発しているものとどのように比較・連携していくのか、興味深いところである。

[最初のページに戻る](#)

4. 中東

トルコ

生体データの処理に関するガイドラインの発表

トルコ個人データ保護局（The Turkish Personal Data Protection Authority、以下、「DPA」）は、2021年9月17日に「生体データの処理に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）を発表した。

本ガイドラインでは、生体データの定義や生体データの処理に際してデータ管理者に要求される措置等について、DPAの考え方を取りまとめている。

生体データの定義

EU一般データ保護規則（以下、「GDPR」）に照らし、生体データを「個人特有の身体的又は行動的特徴（physical or behavioral characteristics that are personal, unique and one of a kind）」と定義する。そして、GDPR同様、生体データを、指紋、光彩、網膜、顔人証、手相、声紋人証、静脈、DNA配列等の身体的データと、署名、キーストローク、歩調等の行動的データに整理する。

生体データの法的性質

生体データは、トルコ個人情報保護法においても、センシティブデータとしての規制に服する。すなわち、センシティブデータは、そのデータの処理を

原則的に禁止されているが、法律で明示的に要求される場合には、（健康及び性生活に関するデータを除き）データ主体の明示的な同意なしに処理することができる。

生体データの処理に際してデータ管理者に要求される措置

本ガイドラインは、センシティブデータの中でも生体データの特徴に着目して、特有の措置をとることを要求している。具体的には、データ管理者に対し、下記の原則に従い生体データの処理を行い、後述の技術的措置や管理上の措置を実施することを要求している。

- データ管理者は、トルコ個人情報保護法第4条及び第6条並びに本ガイドラインに定められた以下の原則に従って、生体データを処理しなければならない。
 - データ処理活動は、基本的権利及び自由の本質的部分を侵害してはならない。
 - データ処理の方法は、データ処理の目的及び係る目的の達成との関係で適切なものでなければならない。
 - データ処理の方法は、達成されるべき目的のために必要性がなくてはならない。
 - データ処理の目的と達成すべき手段は比例していなければならない。
 - 生体データは、必要な期間だけ保持し、必要がなくなった時点で、速やかに且つ遅滞なく破棄しなければならない。
 - 情報提供の義務を果たさなければならない。
 - 明示的な同意が必要な場合、データ対象者の明示的な同意は法律に従って取得されなければならない。
- データ管理者は、本ガイドラインに規定された原則を遵守していることにつき記録及び文書を作成・保管しなければならない。
- 遺伝的データは、必要性がない限り取得してはならない。
- 関連する生体データの種別を選択する際には、正当な理由と文書を提供しなければならない。
- 生体データは、必要な限度において保持されなければならない。

その上で、下記のような具体的な措置をとることが求められている。

- 技術的措置
 - 生体データは、暗号化された方法でクラウドシステムに保存しなければならない。
 - 派生した生体データは、元の生体データを復元できない方法で保存しなければならない。
 - 生体データ及びそのテンプレートは、暗号技術を用いて暗号化されており、十分なセキュリティが確保されなければならない。
 - データ管理者は、システムをインストールする前及びアップデート後に、テスト環境で合成データを使用してシステムをテストしなければならない。

- データ管理者は、システムに認証された機器及びライセンスされた最新のソフトウェアを使用しなければならない。
- データ管理者は、生体データを処理するソフトウェア上でのユーザーの行動を監視し、制限する必要がある。
- 管理上の措置
 - データ主体が明示的な同意をしていない場合又は生体的認証方法が使用されない場合に備えて、代替システムを提供しなければならない。
 - 生体的手法による認証ができない場合の行動計画を作成しなければならない。
 - 権限のある者が生体データシステムにアクセスするための仕組みを構築・管理し、これらのシステムの責任者を特定・文書化しなければならない。
 - 生体データの処理に関するトレーニングを従業員に提供し、これを記録しなければならない。

結語

生体データは、その性質上、データ主体に関する重要な情報を含んでいる。本ガイドラインの目的は、生体データの処理に関しデータ管理者に対して追加的な義務を定めることで、生体データの保護及び安全性を実現することにある。生体データの処理活動を行うデータ管理者は、本ガイドラインで指定された原則と措置を遵守・実施することが求められる。

[最初のページに戻る](#)